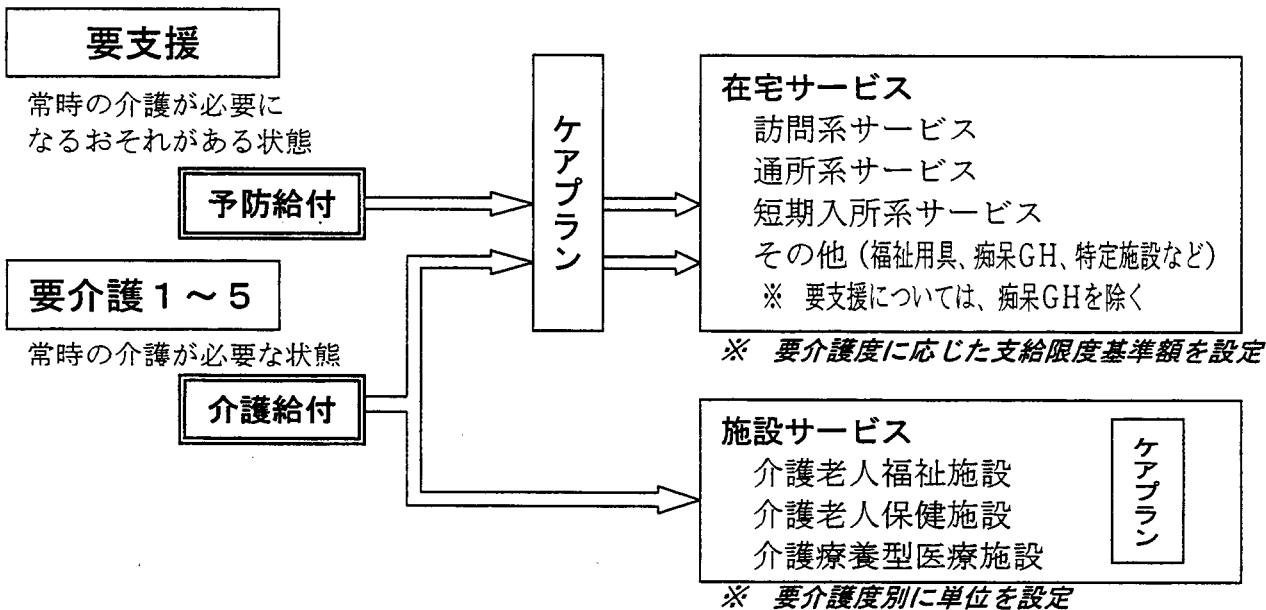


介護保険給付の仕組み①

- 在宅サービスでは、平均的なサービスの利用にかかる費用の額を勘案して要介護度に応じた支給限度基準額を設定しており、支給限度基準額に対する実際のサービス利用の比率は年々増加している。
- 施設サービスでは、各施設類型ごとに要介護度に応じた給付額を設定している。



在宅サービスの支給限度基準額

要介護度	介護が必要な時間（要介護認定基準等時間）	支給限度基準額
要支援	25分以上 32分未満	6,150単位/月
要介護1	32分以上 50分未満	16,580単位/月
要介護2	50分以上 70分未満	19,480単位/月
要介護3	70分以上 90分未満	26,750単位/月
要介護4	90分以上 110分未満	30,600単位/月
要介護5	110分以上	35,830単位/月

- ※ 1単位：10～10.72円（地域やサービスにより異なる）
- ※ 要介護認定基準時間：①入浴、排せつ、食事等の介護、②洗濯、掃除等の家事援助等、③徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等、④歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練、⑤輸液の管理、じょく瘡の処置等の診察の補助等に要する一日当たりの時間として一定の方法で推計されたもの

【在宅サービスの平均利用率の推移】 限度額管理の対象サービスについて計算

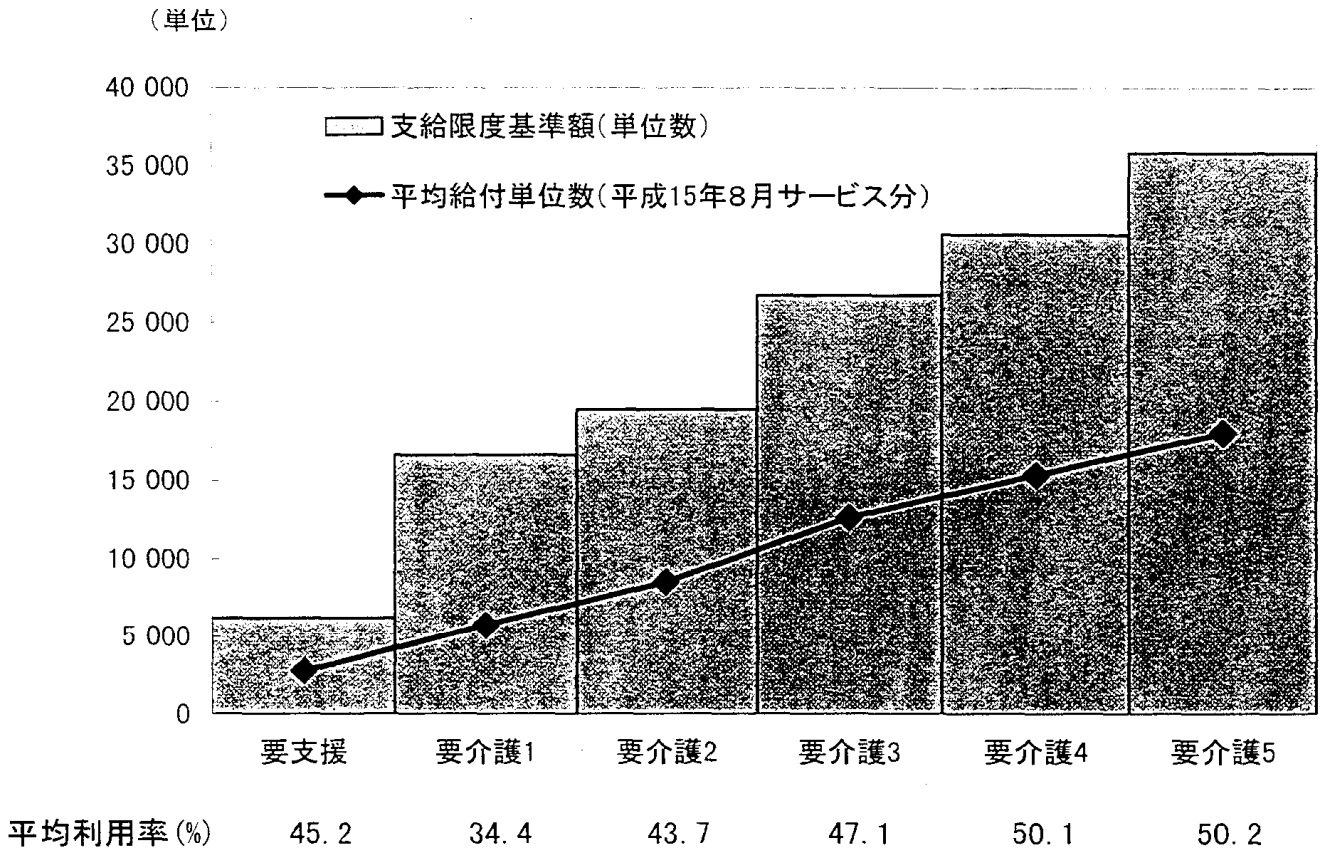
要介護度	平成13年5月審査分	平成14年5月審査分	平成15年5月審査分
要支援	47.2%	47.6%	47.1%
要介護1	32.6%	34.9%	35.0%
要介護2	37.8%	42.4%	43.3%
要介護3	39.0%	44.9%	46.7%
要介護4	39.0%	46.6%	49.0%
要介護5	39.6%	46.2%	48.9%

出典：厚生労働省老健局 介護保険事業実績報告

介護保険給付の仕組み②

- 1人当たりのサービス利用額は要介護度に応じ比例的に増大しており、支給限度基準額に対する利用割合は概ね4割程度にとどまっている。
- 我が国の支給限度基準額の水準は、諸外国と比較しても遜色ないものとなっている。

○支給限度基準額と要介護度別平均給付単位数



○支給限度基準額の日独比較

(単位: 円)

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
[日本]	61,500	165,800	194,800	267,500	306,000	358,300
				要介護度Ⅰ	要介護度Ⅱ	要介護度Ⅲ
[ドイツ]				49,920	119,730	186,160

ドイツの介護度区分における基準となる介護時間

要介護度Ⅰ(中度の要介護状態) : 1日に最低90分
 要介護度Ⅱ(重度の要介護状態) : 1日に最低3時間
 要介護度Ⅲ(最重度の要介護状態) : 1日に最低5時間

(日本の場合)

要介護3(70~90分)
 要介護4(90~110分)
 要介護5(110分以上)

注) 日本については1単位=10円で算定。

ドイツについては現物給付の限度額を掲載(1ユーロ=130円で算定)。

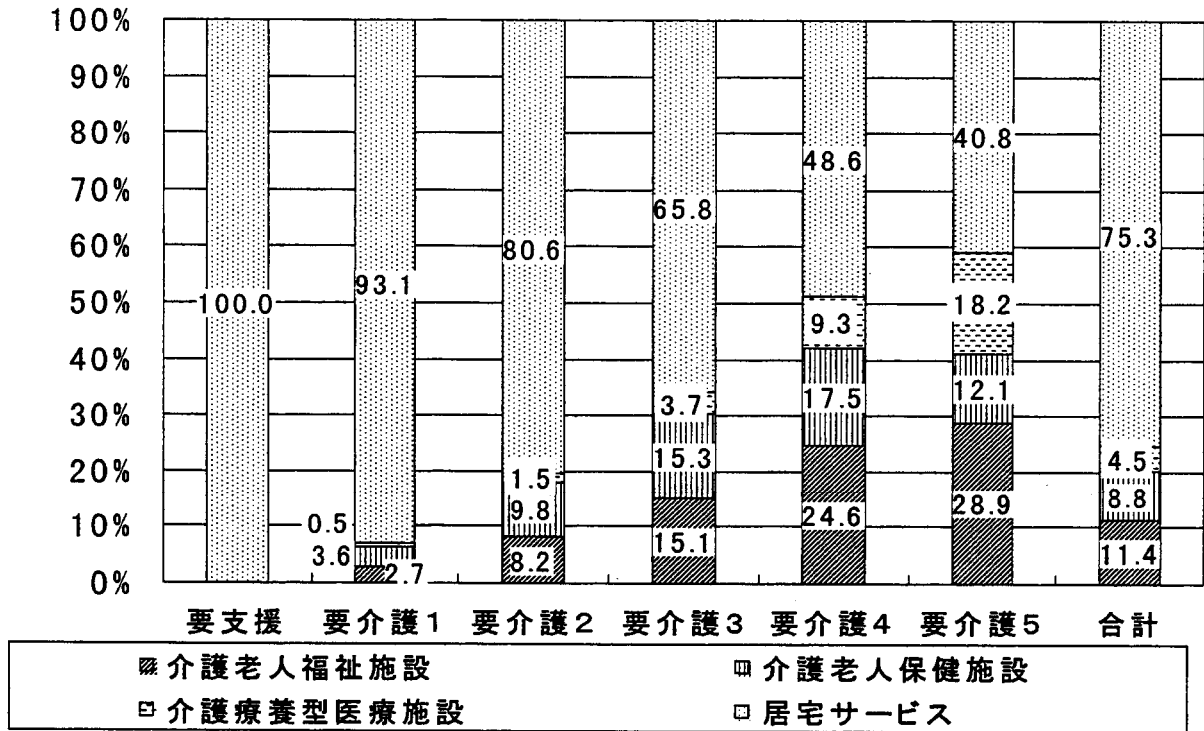
なお、ドイツ要介護Ⅲの対象者のうち特に過酷なケースについては、月額249,340円までの支給が認められている。

注) 介護時間は、ドイツと日本で計測手法が異なる点があり、単純に比較することはできない。

要介護度別のサービス利用状況① (軽度の者と重度の者の比較)

○ 要介護度が重度であるほど、介護サービス利用者のうち施設利用者の割合が増え、要介護度4・5では施設利用は50%を超える。

【要介護度別のサービス利用状況】

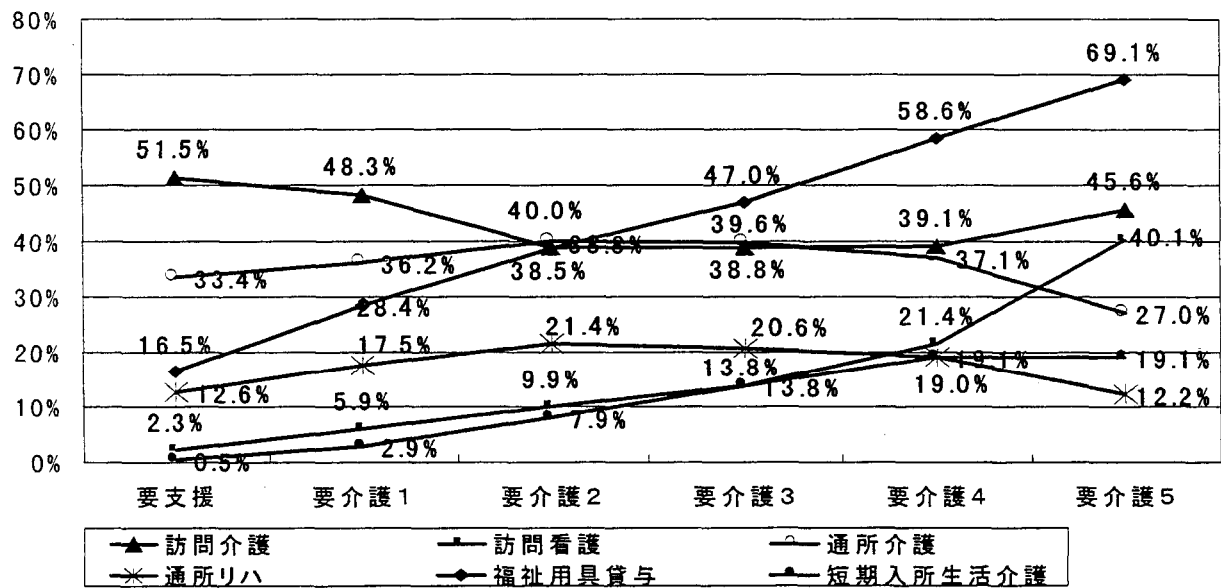


(出典:介護給付費実態調査月報(2004年2月審査分))

要介護度別のサービス利用状況② (軽度者のサービス利用状況)

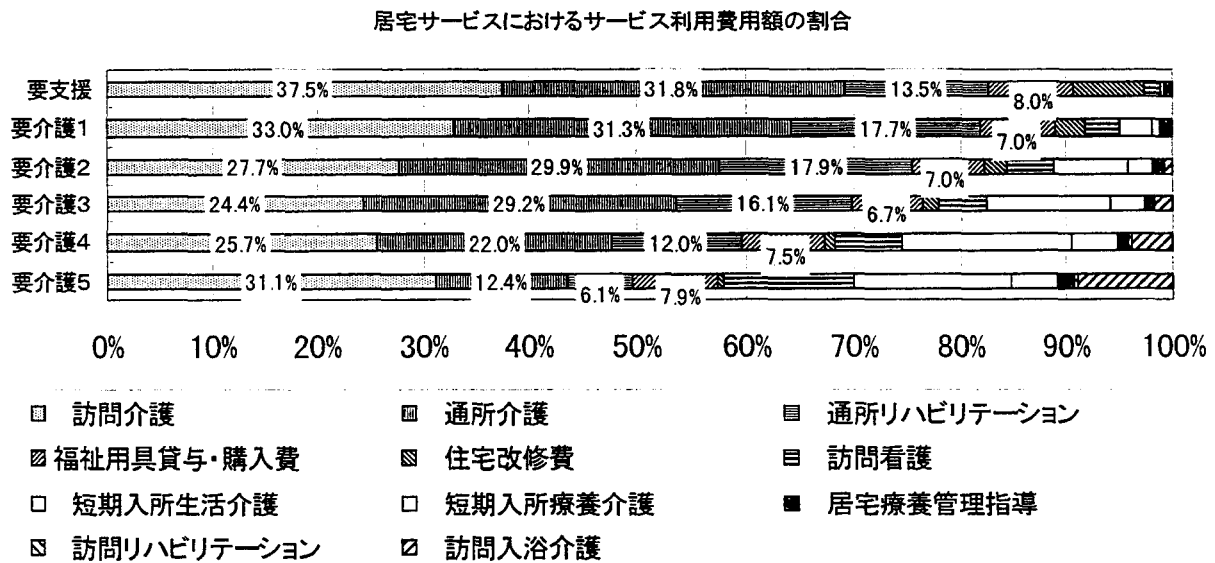
- 要支援や軽度の要介護者のサービス利用状況をみると、居宅サービスでは「訪問介護」や「通所介護」の利用が多く（要支援・要介護1では、両サービスで利用者の8割強を占める）、「通所リハビリテーション」や「福祉用具貸与」がこれに次いでいる。
- 軽度の者の利用状況のうち、訪問介護は大半が生活援助中心型であり、また、福祉用具貸与はほとんどが車いす及び特殊寝台の貸与である。

【要介護度別の居宅サービス利用者総数に占める各サービス利用者の割合】



(出典：介護給付費実態調査月報(2004年2月審査分))

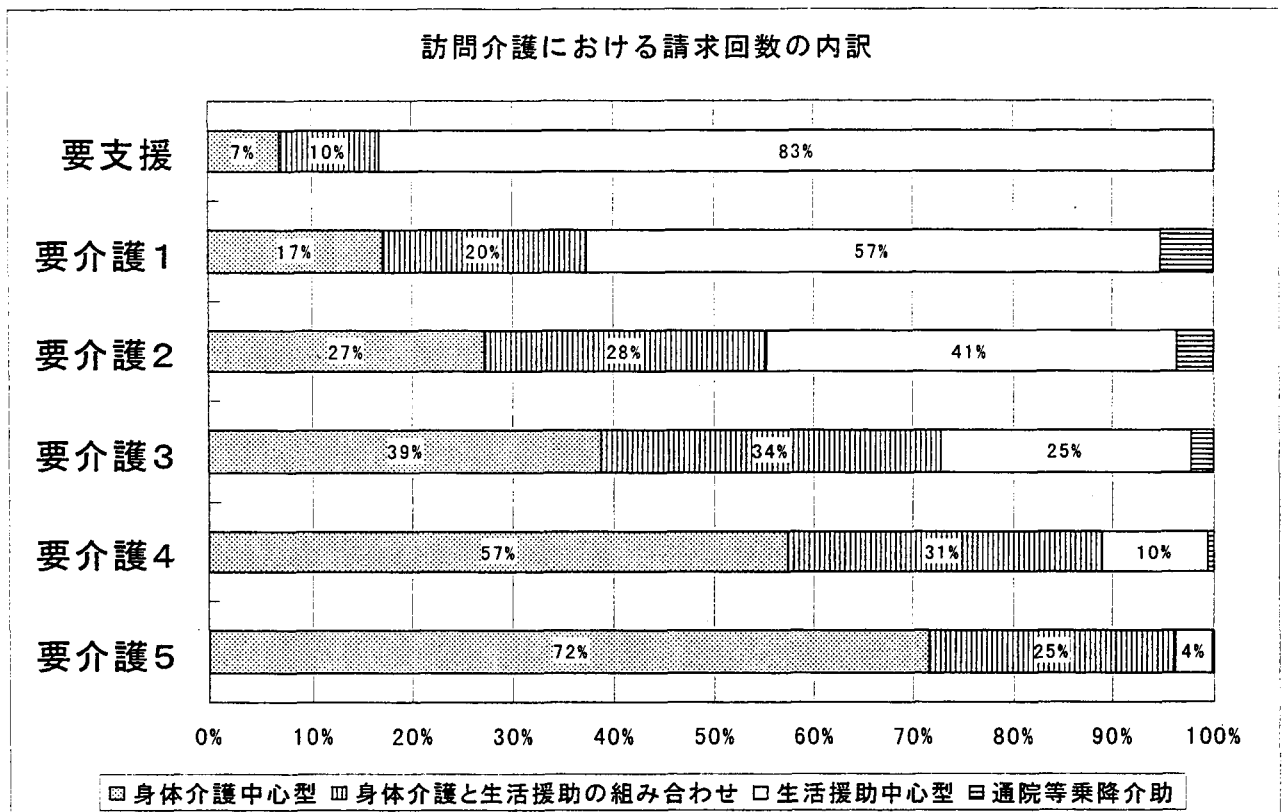
【居宅サービスにおけるサービス利用費用額の割合】



出典：介護保険事業状況報告(現物給付(12月サービス分)、償還給付(12, 1月サービス分))

*居宅サービスに、居宅介護支援、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護は含まれていない。

【訪問介護の利用内容】



* 平成15年9月審査分

* 介護給付費実態調査

* 訪問介護の定義 (指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成15年2月24日改正)から)

身体介護中心型

身体介護: 利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上のための介助及び専門的な援助

生活援助中心型

生活援助: 調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる居宅要介護者等に対して行われるもの

対象者: 単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(家族等)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は家族等が家事を行うことが困難であるもの

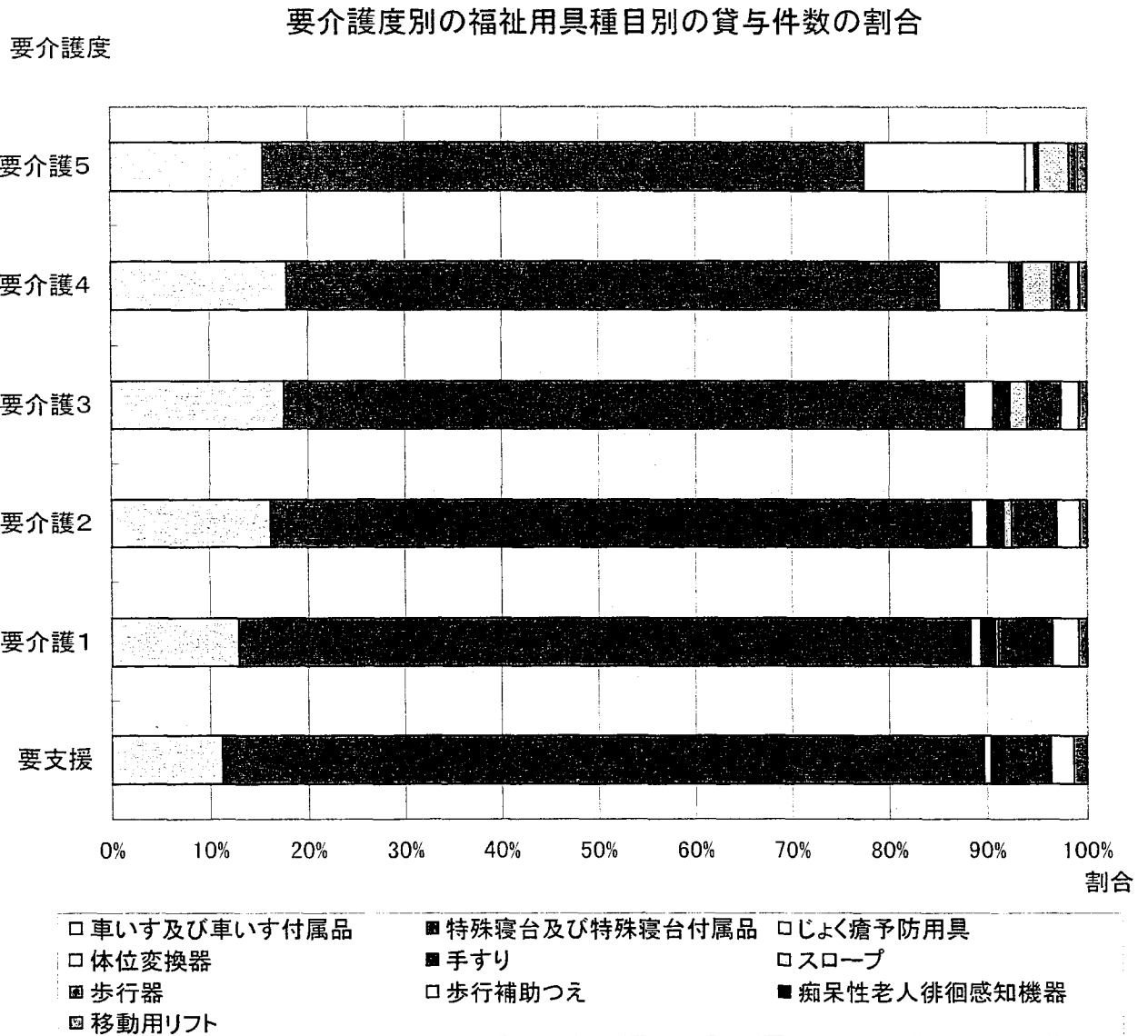
身体介護と生活援助の組み合わせ

身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間30分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったとき

通院等乗降介助

通院等のため、訪問介護員等が自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助

【福祉用具貸与の利用内容】



出典：介護給付費実態調査（9月審査分）